

空乗第2120号
平成12年8月9日

航空従事者技能証明の限定について
(ロビンソン式R22・R44型(フロート脚))

航空法施行規則第53条及び第54条の規定に基づき、実地試験に使用される航空機がロビンソン式R22・R44型(フロート脚)であるときの操縦士及び整備士の資格に係る技能証明の限定は、下記により行いますので通知します。

記

1. 技能証明の限定

| 資格 | 限 定 事 項 | | |
|-----|---------|---------------------------------|----|
| | 種類 | 等級 | 型式 |
| 操縦士 | 回転翼航空機 | ※1 陸上単発ピストン機 及び 水上単発ピストン機 | ―― |
| 整備士 | 回転翼航空機 | ※2 | ―― |

2. 取扱い

- ※1 操縦士の資格で、フロートを装備したロビンソン式R22・R44型で実地試験を受験した場合は、「陸上単発ピストン機」及び「水上単発ピストン機」の等級限定を付与する。
- ※2 整備士の資格は陸上単発ピストン機、陸上多発ピストン機、水上単発ピストン機及び水上多発ピストン機とする。

附 則

昭和63年5月11日付け(空乗第2026号)、平成8年6月17日付け(空乗第2058号)、平成6年6月24日付け(空乗第2069号)、平成8年12月2日付け(空乗第2123号)「航空従事者技能証明の限定について」は廃止する。